

平成30年 8月17日

## 業務における若手技術者の登用を促す方式「若手技術者登用促進型」の試行について(お知らせ)

九州地方整備局港湾空港部におきましては、業務における若手技術者の管理技術者への登用を促すため、管理技術者に若手技術者を配置する場合は、業務経験の多い「技術指導者」を配置することができる「若手技術者登用促進型」を平成30年9月1日以降に公告する案件より試行することとしましたので、その旨、お知らせ致します。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別業務に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応致しますので、その旨、申し添え致します。

### (問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

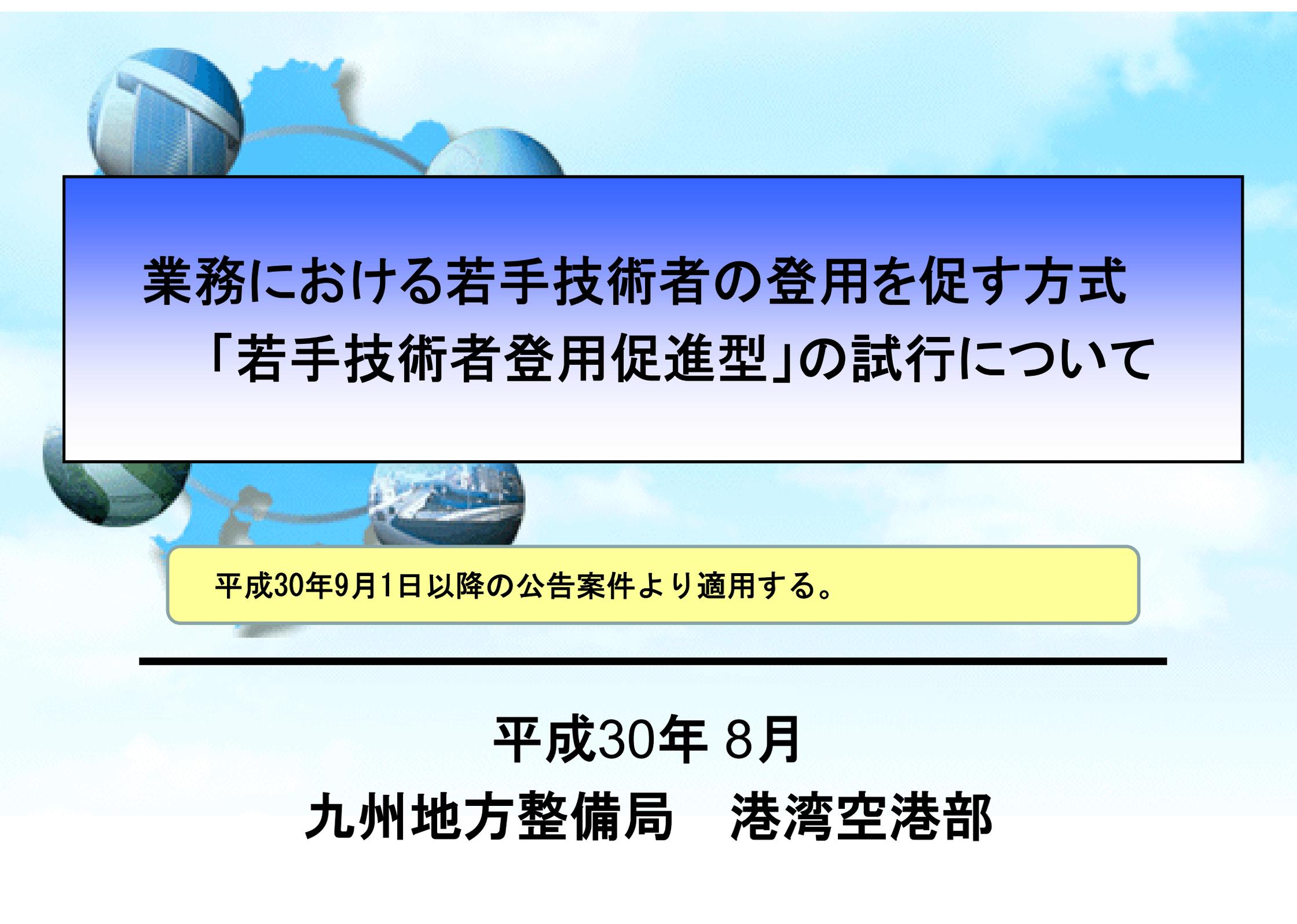
FAX:092-418-3050

品質確保室長

ヤソシマ ヨシヒロ  
八十島 義浩(内線410)

品質確保室課長補佐

ハシモト ジュンジ  
橋本 順二(内線411)



業務における若手技術者の登用を促す方式  
「若手技術者登用促進型」の試行について

平成30年9月1日以降の公告案件より適用する。

---

平成30年 8月  
九州地方整備局 港湾空港部

# 若手技術者の登用を促す方式「若手技術者登用促進型」の試行

業務における若手技術者の活躍に向け、管理技術者に若手技術者を配置する場合は、業務経験の多い「技術指導者」(非専任)を配置することができる『若手技術者登用促進型』を試行することにより、若手技術者の管理技術者への登用を促す。(平成30年9月1日以降の公告案件より適用する)

## ◆対象業務

測量・調査、建設コンサルタント等の総合評価落札方式およびプロポーザル方式

**※原則、全ての業務を対象とする。**

## ◆評価方法

技術指導者を配置する場合は、業務実績・成績評定等の評価対象を、若手管理技術者ではなく、技術指導者とする。

ただし、若手技術者の配置は入札時の参加要件とはしない。

### [参加要件および評価項目]

| 参加要件<br>／ 評価 | 評価項目       | 技術指導者を<br>配置しない場合 | 技術指導者を<br>配置する場合 |       |
|--------------|------------|-------------------|------------------|-------|
|              |            | 管理技術者             | 若手管理技術者          | 技術指導者 |
| 競争参加要件       | 資格         | ○                 | ○                | ○     |
|              | 同種・類似業務の実績 | ○                 |                  | ○     |
| 総合評価         | 資格         | ○                 | ○                |       |
|              | 同種・類似業務の実績 | ○                 |                  | ○     |
|              | 成績評定       | ○                 |                  | ○     |
|              | 表彰実績       | ○                 |                  | ○     |

# 若手技術者の登用を促す方式「若手技術者登用促進型」の試行

## ◆技術指導者を配置する場合の要件

### ①技術指導者

- ・配置予定管理技術者に求める資格を有すること。
- ・同種・類似業務の実績を有すること。
- ・定期的に配置予定管理技術者の指導を行うこと。(1回／週程度)
- ・発注者を行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。

### ②若手管理技術者

- ・業務の公告が含まれる年度の4月1日時点において、満40歳未満の者であること。
- ・配置予定管理技術者に求める資格を有すること。同種・類似業務の実績は要件としない。

## ◆技術提案書のヒアリングについて

以下のいずれかでも可とする。

- ・若手管理技術者単独の出席
- ・若手管理技術者と技術指導者両方の出席

## ◆テクリス登録について

技術指導者は、「担当技術者」としてテクリス登録すること。

## ◆その他

若手技術者の配置を加点評価する「若手技術者評価型」の試行は取り止める。